

令和5年(ワ)第977号 権利制限処分無効確認等請求事件

原 告 東郷ゆう子こと角本裕子

被 告 日本共産党中央委員会 外3名

答弁書

2023年9月5日

神戸地方裁判所 第4民事部 合議係 御中

〒650-0044

(送達場所) 神戸市中央区東川崎町1-3-3

神戸ハーバーランドセンタービル10階

神戸合同法律事務所

TEL 078-371-0171

FAX 078-371-0175

上記被告味口俊之訴訟代理人

弁護士 松山秀



〒650-0025

神戸市中央区相生町1丁目2番1号

束成ビル4階

あいおい法律事務所

同訴訟代理人

弁護士 白子雅



記

第1 請求の趣旨第1項の請求に対する本案前の答弁

- 1 請求の趣旨第1項の請求に係る訴えを却下する。
- 2 訴訟費用中、被告味口に対する請求に係るものは原告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の趣旨第2項乃至第4項に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用中、被告味口に対する請求に係るものは原告の負担とする。
との判決を求める。

第3 請求の趣旨第1項に対する本案前の答弁の理由

- 1 原告は、被告味口を含めて、被告全てを「被告ら」と総称し、被告らと原告との間で、本件権利制限措置（以下「本件措置」という）の無効確認を請求する（以下「本件確認請求」という）。
- 2 被告日本共産党東灘・灘・中央地区委員会が原告に対して本件措置の通知をしたことは認める。
- 3 しかし、「政党が組織内の自律的運営として党員に対してした除名その他の処分の当否については、原則として自律的な解決に委ねるのを相当とし、したがって、政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばない」（最高裁昭和63年12月20日第三小法廷判決）のであり、本件確認請求に係る原告の訴えは不適法である。
- 4 また、被告味口は、本件措置を行った当事者ではないから、被告味口との間で本件確認請求をする確認の利益はない。
- 5 したがって、請求の趣旨第1項に係る原告の訴えは不適法であり、却下されるべきである。

第4 請求の原因に対する答弁

請求の趣旨第1項以外に対する関係で以下請求の原因について答弁する。

なお、本件訴状では、原告は被告味口を含めて被告らと総称して主張しているが、請求の原因中で被告味口への請求と関連性がない部分については、認否しない。

1 第1 事案の概要について

(1) 第1段落について

原告が日本共産党の公認候補として兵庫県議会選挙に立候補して落選したことは認める。

日本共産党が訴外灘民主商工会の実質的な上位組織であるとの主張は否認する。

その余は訴外灘民主商工会と原告との間で争われるべきものであり認否の限りではない。

(2) 第2段落について

本案前の答弁のとおりである。

(3) 第3段落について

通謀の事実は否認し、その余は争う。

(4) 第4段落について

被告味口が、原告に対して侮辱ないしハラスメントを行ったとの主張は否認し、被告味口に対する損害賠償請求については争う。

(5) 第5段落について

認否の限りでない。

2 第2 当事者について

(1) 1 原告について

被告味口が原告を訴外灘民主商工会に紹介したとの点は否認し、これに先立つ令和2年8月28日に原告が被告日本共産党に入党したことは認める。

(2) 2 被告日本共産党らについて

認める。

(3) 3 被告味口について

認める。

(4) 4 訴外灘民主商工会について

訴外灘民主商工会が、助け合い運動に取り組む中小零細業者の非営利団体であることは認め、「実質的には日共の下部機関である」旨の主張は否認し、その余は認否の限りではない。

3 「第3 被告日本共産党らによる権利制限処分」について

本案前の答弁にて主張したとおりである。

被告味口との関連では認否の限りではないが、本案前の答弁のとおり、裁判所は本件措置が違法であるか否かについて判断することはできないから、本件措置が違法であることを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求が成立する余地がない。

4 「第4 瀨民商と通謀の上での違法な解雇」について

(1) 1 背景事情について

答弁書7項記載のとおりである。

(2) 2 被告らの不法行為責任について

被告味口と訴外灘民主商工会との間の通謀の事実は否認し、その余は争う。

5 「第5 被告味口によるハラスメント等」について

(1) 「1 はじめに」

否認する。

(2) 「2 グループLINEへのセクハラ投稿」について

ア 認否

グループLINEの存在、同グループLINEが20名程度の限定された者の間の連絡に使用されていたこと、原告が掲示するラインを被告味口が投稿し

たことは認めるが、「被告味口は、原告と被告味口が不貞関係にあるとの風評が存在するとの投稿をした」との評価、及び被告味口の投稿が原告に対するセクシャル・ハラスメントであるとの主張、は争う。

イ 反論

原告の主張は、本件投稿が「閲覧をしたものをして、あたかも原告が被告味口に言い寄っているような印象を抱かせ」とするが、そもそも投稿の内容には原告が被告味口に言い寄っているなどとする記載は一切無く、原告の名誉を害するような記載も一切されていない。

被告味口は、選舉期間中に、LINE投稿で指摘したように、被告味口の妻や家族に対してその信頼関係を破壊しようとする卑劣な攻撃がなされたことから、地域の日本共産党員有志をメンバーとするライン（グループ名「灘区後援会」）にその事実を投稿し、同様の虚偽の風説が流布される謀略に警戒を促したものである。また、この投稿は、当時、県会議員候補者であった原告の名誉等をも保護するものでもあった。

したがって、本件投稿をもってセクシャル・ハラスメントだとする主張自体失当である。

(3) 「3 日常的な侮辱、ハラスメント」について

なお、訴状8頁の「2」は「3」の誤記と思われる所以、以下、訴状11頁までの付番2～7は、以下の記述では「3～8」と記載して認否する。

ア 第1段落について

否認する。

イ 第2段落について

被告味口が、「王子公園の話なんて、ぶっちゃけどうでもええねん」「俺らは、みんなの関心があることを使って、神戸市を攻撃することやから」等という発言をした旨は否認する。

日本共産党及びその神戸市会議員である被告味口は、市民の切実な要求であ

る王子公園維持の実現それ自体を目指している。それと同時に、王子公園の大
学誘致問題は、個別の市政問題にとどまらず、公共施設の削減と企業のもうけ
を優先させるという神戸市政の基本政策に基づくものとして位置づけ、被告味
口は神戸市の市政を体系的に批判してきたのである。

ウ 第3段落について

否認する。

エ 第4段落～第6段落について

否認する。

(4) 「4 必勝ポスターの破棄」について

被告味口の発言、近藤の発言、原告が苦情を言った点は否認し、ポスターの
所有権が原告に帰属する点は争う。

日本共産党公認候補の選挙ポスターは、党の財政で作成され、公認候補の選
挙活動の目的で使用されるものであって、候補者個人の私物ではない。

原告のいう選挙事務所に設置されてきたポスターは、被告味口の写真ポスター
と原告の写真ポスターが張り合わされており、空調の影響もあって、数回に
わたり剥がれ落ちて、美観上放置できない状態にあったため、廃棄したもので
ある。

(5) 「5 使用者責任（民法715条類推）」について

被告味口に関して責任原因として原告が主張しているのは不法行為責任（民
法709条）であるから、被告味口との関係では認否の限りでない。

(6) 「6 活動環境配慮義務違反（債務不履行責任）」について

本件ではそもそも被告味口は原告に対して一切ハラスメントに該当する行為
をしておらず、如何なる意味においても被告味口には債務不履行責任はない。

(7) 「7 損害額」について

争う。

(8) 「8 付言」について

認否の限りではない。

6 「第6 請求のまとめ」について
争う。

7 「第7 背景事情」について

(1) 1から4について

通謀の事実は否認し、その余は、認否の限りでない。

(2) 5、6について
否認し、争う。

8 第9について
争う。

9 結論

上記のとおりであるから、原告の請求は理由がない。

(添付書類)

1 訴訟委任状 2通

以上